

公益財団法人全日本柔道連盟利益相反ポリシー

1 目的等

公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）は、わが国における柔道競技会を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道（以下、単に「柔道」という。）の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

その目的を達成するため、公益財団法人として次の事業（以下、「本事業」という。）を行っている。

- (1) 柔道に関する競技者および指導者の育成
- (2) 柔道に関する競技会および講習会の開催
- (3) 柔道用具の公認および検定
- (4) 柔道に関する国際交流および国際貢献
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

本連盟は、本事業を推進するに当たり、本連盟役職員、選手、指導者等の関連当事者（以下、「本連盟役職員等」という。）と本連盟との間で生じ得る利益相反を以下のように適正に管理する。

- (1) 本連盟は、本連盟役職員が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- (2) 本連盟は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを本連盟役職員等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- (3) 本連盟は、本連盟役職員等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

2 利益相反取引該当性

本連盟では、本連盟が本連盟と取引を行うもの者（以下「取引相手」）との取引において、以下（1）ないし（3）の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、利益相反マネジメント委員会（以下、「委員会」という）による審議対象とする。

- (1) 本連盟が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本連盟役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引、若しくは、本連盟役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本ポリシーにおいて「懇意にする団体」とは、本連盟役職員等が現在又は過去に、雇用されまたは所属したことがある会社又は団体をいうものとする。

①取引相手

②取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）

③取引相手の株式または持分の20%以上を保有

3 利益相反の判断基準

本連盟役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本連盟としてこれを許容できないものと判断する。

本連盟役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本連盟役員等が本連盟の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 本連盟役員等が、本連盟における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3) 当該取引により、本連盟の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

附則

1. 2020年8月18日制定

以上